

役内・雄物川漁業協同組合内共第1号 第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、役内・雄物川漁業協同組合(以下「漁協」という。)の有する内共第1号第五種共同漁業権にかかる漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、いわな、やまめ、うぐい及びかじかをいう。以下同じ。)の採捕(以下、「遊漁」という。)についての制限に関して、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 漁協は、第一項の規定による申請があったときは、第12条の規定が適用された者、又は手釣、竿釣以外による遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、ただちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次表左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる条件内で行わなければならない。

漁具・漁法	条件
釣り	ガラガケひっかけを除く(高松川合流点より上流)
ヤス	かじかに限る

(遊漁期間)

第4条 次表左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日
いわな・やまめ・うぐい	4月1日から9月20日まで
かじか	6月1日から9月20日まで

(禁止区域)

第5条 次の区域では、全ての水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 役内川の雄勝中学校前堰堤の上流10メートルから下流25メートルまでの区域
- (2) 湯沢市山田堰上流端から上流100メートル、下流100メートルまでの間の区域
- (3) 湯沢市湯沢統合堰上流端から上流100メートル、下流100メートルまでの間の区域
- (4) 雄勝郡羽後町大久保堰上流端から上流100メートル、下流100メートルまでの間の区域
- (5) その他、組合が別に定める区域。

2 前項5号により禁止区域を定める場合、組合は、公示しなければならない。

(全長及び尾数制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ	15cm

2 9月1日より9月20日までの期間は、全長30cm以上のいわな・やまめを再放流(リリース)しなければならない。

3 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚種	尾数
いわな	20尾
やまめ	20尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小中学生及び高校生並びに肢体不自由者(身体障害者手帳3級以上)のときは無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、あゆの1日券については2000円、その他の魚種の1日券については1500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	1年
あゆ	釣り	2,000円	8,000円
いわな・やまめ・うぐい・かじか	釣り(かじかのみヤス含む)	1,500円	5,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

- (1) 漁協事務所
- (2) 組合が別に定め公表する遊漁券取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の各号に掲げる要件を表記する遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第9条 ア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して採捕しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定に関わらず、予めイ表右欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域
内共第1号～25号漁場(ただし、内共第13号及び第22条は除く)

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな・やまめ	釣り	1年15,000円

2 前項の遊漁料は納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

秋田県内水面漁業協同組合連合会の指定する販売所

3 第1項の共通遊漁承認証は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁協が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次の各号を記載した漁場監視員証を携行し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブラウントラウト及びブルーギル等)は再放流(リリース)してはならない。

付則(付則) この規則は、令和8年3月31日から施行する。